

2026年3月

お客さま各位

株式会社 大東銀行

## 投資信託に関する郵便物不着時のお取引制限のお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では、お客さまにお送りした取引残高報告書等の郵便物が住所不明等で郵便返戻となった場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および弊行の規定に基づき、新住所への変更手続きが完了するまで投資信託のお取引を下記のとおり制限させていただきます。

弊社にお届けいただいている住所が「旧住所」のままになっているお客さまは、すみやかに住所変更のお手続きをお願いいたします。

お取引制限の実施に際し、「投資信託取引約款・規定集」「インターネット取引規定」を【別紙】のとおり改定させていただきます。改定内容の詳細は、【別紙】をご参照ください。

複雑化・高度化するマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策は、日本および国際社会が取り組むべき課題としてその重要性は高まっております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 制限対象

当行窓口およびインターネット投資信託サービスで行う以下のお取引

##### (1) 投資信託の購入

※既にご契約いただいている「投資信託定時定額購入サービス（積立投資信託）」の毎月の振替も対象となります。

##### (2) 投資信託の解約

##### (3) 「投資信託定時定額購入サービス（積立投資信託）」の新規申込・変更・解除

##### (4) NISAのお申込み

#### 2. 実施日

2026年 4月 1日

#### 3. ご留意事項

郵便物は、郵便の諸事情等から誤って「住所不明扱い」等で返戻される可能性がございます。

弊社にお届けいただいている住所に変更がないにも関わらず投資信託のお取引が制限されたお客さまは、大変お手数ですが、お取引先またはお近くの店舗窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

## &lt;証券取引約款・規定集（証券総合取引規定）&gt;

変更後	変更前
<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第7条</p> <p>1～4省略</p> <p><u>5 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が第1項の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により延着もしくは到着しなかった場合、第1項による届出および第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客様に通知することなく第2条各号に掲げる取引（当行の「インターネット投資信託取引規定」に基づき、お客様が当該規定第2条に規定する本サービスを利用されている場合の、インターネットを通じた投資信託取引を含みます。）を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>6 当行は、前項によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。</u></p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第7条</p> <p>1～4省略</p> <p>左記5、6を追加</p>

## &lt;インターネット投資信託取引規定&gt;

変更後	変更前
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第22条</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p><u>(4) 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が第1項の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により延着もしくは到着しなかった場合、第1項による届出および第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客様に通知することなく第2条に掲げる取引を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(5) 当行は、前項によりお客様に生じた損害については、その責めを負わないものとします。</u></p>	<p>(届出事項の変更)</p> <p>第22条</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>左記(4)(5)を追加</p>